

別表六の二（二十六）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第3項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第3項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和2年旧震災特例法」といいます。）第25条の2第2項若しくは第3項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の2の2第2項若しくは第3項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の2の3第2項若しくは第3項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の2第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記

載します。

なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「上のうち10%又は6%適用資産の取得価額の合計額4」は、「取得価額の合計額3」の金額のうち令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和3年改正法附則第107条第2項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する旧特定機械装置等で同項第1号ハ及びへに掲げる減価償却資産に係る金額の合計額を記載します。

3 「翌期繰越額50」の各欄の外書には、令和2年旧震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の15の8第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（三）「7」又は別表六の二（三）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、その金額を含めて計算します。